

施 運 第 73 号
令和2(2020年)4月17日

(各(総合)振興局保健環境部長経由)
各 市 町 村 長 様
各 社会福祉施設等管理者 様
各 社会福祉施設関連団体の長 様

北海道保健福祉部長

緊急事態措置を踏まえた社会福祉施設等における感染拡大防止の
徹底について

先の(4月16日)新型コロナウイルス感染症対策本部において「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更決定され、この中で北海道は特に重点的に感染拡大防止に向けた取組を進めていく必要がある「特定警戒都道府県」とされたところです。

このため、道は、本日(4月17日)、『「新型コロナウイルス感染症」感染拡大防止のための「北海道」における緊急事態措置』(以下、「緊急事態措置」と言う。)を示し、感染防止の徹底、外出自粛の要請及び北海道ソーシャルディスタンスの促進等といった新型コロナウイルス感染症のまん延防止への取組を実施することとしました。

貴施設等においては、緊急事態措置を踏まえるとともに、これまでの国等の通知を今一度確認していただき、社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について徹底するようお願いいたします。

福祉局施設運営指導課法人運営グループ
6-210-25-206 (直通) 011-204-5275

<参考>

○「有料老人ホーム等における新型コロナウイルス感染症対策の再徹底について」（令和2年4月13日厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡）

→<https://www.mhlw.go.jp/content/000621489.pdf>

○「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（令和2年3月6日付事務連絡）」及び「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）（令和2年4月7日付事務連絡）」に関するQ&Aについて（令和2年4月9日厚生労働省各課連名事務連絡）

→<https://www.mhlw.go.jp/content/11920000/000620518.pdf>

○「社会福祉施設内における新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る取組のさらなる徹底について」（令和2年(2020年)4月9日施運第33号北海道保健福祉部長通知）

→<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sus/cv.pdf>

○「介護サービス事業所に休業を要請する際の留意点について（その2）」（令和2年4月7日厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）

→<https://www.mhlw.go.jp/content/000619855.pdf>

○「社会福祉施設等における感染拡大防止のための取組の徹底について」（令和2年3月19日厚生労働省各課連名事務連絡）

→<https://www.mhlw.go.jp/content/000610599.pdf>

○「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について」（令和2年3月6日厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）

→<https://www.mhlw.go.jp/content/000605425.pdf>

○「社会福祉施設等（入所施設・居住系サービスに限る。）における感染拡大防止のための留意点について」（令和2年2月24日厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）

→<https://www.mhlw.go.jp/content/000601685.pdf>

○「社会福祉施設等（入所施設・居住系サービスを除く。）における感染拡大防止のための留意点について」（令和2年2月24日厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）

→<https://www.mhlw.go.jp/content/000601686.pdf>

○「高齢者介護施設における感染対策マニュアル(2019年3月)」

→<https://www.mhlw.go.jp/content/000500646.pdf>

○「保育所における感染症対策ガイドライン(2018年改訂版)」

→

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000201596.pdf>

○「社会福祉施設・事業所における新型インフルエンザ等発生時の業務継続ガイドライン」

→

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/0000108618.pdf>

■ 「新型コロナウイルス感染症」感染拡大防止のための「北海道」における緊急事態措置 ■

1 区 域

北海道内全域

2 期 間

令和2年4月17日（金）から令和2年5月6日（水）まで

3 実施内容

新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条「感染を防止するための協力要請」及び同法第24条「都道府県対策本部長の権限」により、新型コロナウイルス感染症のまん延防止に向け、以下の対応を実施する。

■ 感染防止の徹底

○ 道民に対し、改めて「手洗いの励行」と「咳エチケットの徹底」を強く要請

■ 外出自粛の要請等

○ 道民に対し、医療機関への通院や屋外での運動・散歩などの健康の維持増進、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、職場への出勤など、生活の維持に必要な場合を除き、**外出自粛**を要請。また、**札幌市と他の地域との不要不急の往来自粛**を要請（特措法第45条第1項）

なお、職場への出勤の際には、「時差出勤」や「3つの密（密閉・密集・密接）の回避」の徹底、加えて、「在宅勤務（テレワーク）」の積極的な活用促進を要請（特措法第24条第9項）

○ 特に、現にクラスターが多数発生している繁華街の接待を伴う飲食店等への外出自粛を強く要請（特措法第45条第1項）

○ 全国的なまん延防止の観点から、不要不急の帰省や旅行など、他都府県への往来自粛を要請するとともに、大型連休期間においては、他都府県への往来自粛を特に強く要請（特措法第24条第9項）

■ 催物（イベント）の開催自粛の要請

○ 「3つの密」（密閉・密集・密接）が重なる懸念のある集会・イベントの開催について、自粛を要請（特措法第24条第9項）

■ 「北海道ソーシャルディスタンス」の促進

○ 道民及び事業者に対し、大切な人の命を守るため、社会生活の中で、人と人との物理的な距離（互いに手を伸ばしても届かない距離）を保つ取組【ソーシャルディスタンス】を日々の行動において浸透させていくことを要請